

明治初期の京都における公家地・所有物の変容

— 岩倉具視，杉孫七郎，榎村正直を中心に —

齊 藤 紅 葉*

はじめに

幕末，急速に政治の中心地となった京都は，明治2年（1869）の明治天皇の東京への再幸後，公家や政府中枢機能の東京移動に伴い衰退した。そのような京都がいかに変化に対応し，近代都市を形成したかについては，その改革と伝統を軸に研究が進められてきた。勤業政策，近代教育の普及，市街地整備といった制度・建築，ならびに旧習や伝統的思想の禁止による改革と，京都御所保存等に見られる伝統の保存・創出である。

その中で，近代天皇制の在り方と関係して，京都御所や平安神宮といった天皇に関係する京都の地域や建造物の保存，創出の変遷が論じられてきた。1877年の京都御所に対する「大内保存」による公園・京都御苑の創出から，1883年頃には立憲政体の樹立を前にして，国内の人心を収攬すると同時に，国際社会において条約改正を達成し欧州に比する「一等国」とするための文化的「伝統」の保存へと変化していったことが明らかにされてきた¹⁾。また京都御所の保存計画は，京都全体の伝統と革新の表れであることも指摘されている²⁾。

一方で，京都から東京へ移った公家の文化や所有地がどのように近代国家に組み込まれたかという観点において，京都府や政府の対応の詳細は，ほとんど論じられてこなかった。明治初期の東京については，旧武家地の転用において，幕末以来の商人や政府要人との関係などが交差しながら，江戸から中央集権国家の機能・景観を備えた近代都市東京へと変容したことが明らかにされ始めている³⁾。

そこで，本稿では，これまで使用されてこなかった，宮内庁書陵部所蔵の「榎村正直宛諸士尺牘」における榎村宛の書状を主に用いて，1876年から1879年を中心に，宮内省と京都府の動向を検討した。これは，幕末に混乱と分裂を繰り返して收拾が付かなくなった公家社会が，明治後，いかに新しい近代国家の中で残存・刷新されていくかを示すものでもある。

* さいとう もみじ 国際日本文化研究センター

ところで、このような京都の近代への変貌の中で、その推進母体について、重要な役割を担った一人は、京都府、とりわけ改革を主導したとみなされた権府知事・府知事時代の榎村正直である。榎村については、かつては、京都府の近代化を強引に推進し、京都府議会との対立によって辞職に追い込まれた専制的手腕が強調されてきた⁴⁾。しかし、近年では、京都府と京都の人々の間の協力と軋轢が明らかにされてきている。例えば、強力な近代化を推進する榎村への反発に対し、榎村は京都の有力市民や地下官人ら近世以来の伝統に基づく京都にゆかりの者達を取り込み、改革を促進させた⁵⁾。また榎村の京都近代化政策は、それを実現する制度上の限界から、制度整備が進む中で、専制的手法が限界となったのであり、次の北垣国道京都府知事においては、制度と「伝統」を組み込んだ京都が創出されたともされる⁶⁾。

もう一人、1883年に「京都皇宮保存」を建言し、近代京都の形成に大きく関与したのが岩倉具視である。岩倉については、京都における近代化の改革反対派に一定の配慮をしたこと、京都在住の公家華族の困窮に対する救済を行ったことなどが明らかにされており⁷⁾、とりわけ1874年以降は君徳補導や華族会館の設置など、宮中・華族関係に関与したとされている⁸⁾。ただし、岩倉の実権が京都のことであっても宮内省関係にとどまることも指摘されており⁹⁾、京都府との関係に限ってもその実権は明らかにはなっていない。

明治初期の京都の在り方を左右したとされる、岩倉、榎村両者がどのような実権を持ち、どこまで京都の在り方に関与し、旧朝廷、新国家ともに天皇・皇室の象徴である京都を、近代に組み込んでいったのかを明らかにしたい。

ところで、岩倉、榎村以外に、本稿で重要な存在となるのが、同時期、宮内省に出仕していた杉孫七郎である。杉は、長州藩出身で、幕末期の長州藩において早くに欧州へ渡り、その後、藩主側近の直目付、明治3年(1870)には山口藩権大参事を務めた。政府に出仕してからは、明治3年(1870)10月に宮内大丞に就任して以後、約10か月の秋田県令時代を除いて、約30年に亘って宮内省に出仕し続けた。1874年に宮内少輔、1877年に宮内大輔、1884年から内蔵頭などを務めた。長州藩において、幕末に主導者となった木戸孝允、杉と同生まれの井上馨、その他、伊藤博文等と公私ともに懇意であった人物である¹⁰⁾。これまで明治以後の活動に触れられることはほとんどなかったが、本稿においては、宮内省と京都府、公家と武家をつなぐ存在として着目したい。

なお、年代表記については、明治5年(1872)までは和暦(西暦)とし、それ以後は西暦とした。史料引用に際しては、旧字を新字に、カナを平仮名に改め、適宜()で筆者による補注と訳を加えた。長州藩の表記については、明治2年の版籍奉還後から明治4年の廃藩置県までは山口藩であり、それ以前は「藩」の正式名称はないが、すべて長門・周防を合わせて長州藩と統一した。

1. 1876年の京都府下の寺社禄

最初に、1876年、京都府下の寺社禄決定に即して、右大臣岩倉、宮内少輔杉、京都府権知事榎村らの動向を見ていきたい。

先に寺社禄について、明治以後の経緯は次のとおりである。明治政府は、明治4年（1871）正月、社寺領上知令を布告し、社寺地を府藩県による管轄とした。京都の門跡寺院等に対しては明治4年6月に、新禄制が制定された。その後7月の廃藩置県を経て、地租改正が実施される中、1874年9月に現収納高の8分の1をもって10年間遞減支給する制度がとられた。これを受けて、1875年12月、榎村は太政大臣三条実美にあて、先の門跡寺院等への遞減禄適用に反対する建議を行った¹¹⁾。近代社寺、土地制度¹²⁾に対する特例の許可を求めたのである。

ここでは、榎村から三条への申し出の後、方針決定に至る宮内省と京都府の間での経緯を追っていきたい¹³⁾。榎村からの建言を受けてのことであろう、1876年2月末までに東京の岩倉と京都の榎村の間で「極密」に相談が行われた。岩倉は、東京にいた京都府出仕の摩田敬治に宮内省側の意向を伝え、摩田は京都へ戻った。しかし、その直後、杉が他の「御用」もあり、「寺院」のことも「御用」として3月上旬に京都へ出向くこととなった。岩倉は榎村に、「寺禄」について大蔵省へ相談し、杉へ詳しく申し含めたので、現地の実態についてよくよく「賢考」の上、方針を報知することを求めた。

京都へ入った杉は、数十か寺の取り調べに当たったが、寺院が「積年之疲弊と荒廢」のため、実地の取調には非常に「手間取」り、「繁劇」であったという¹⁴⁾。3月末に東京に戻った杉は榎村に、寺院のことは杉が担当し尽力すること、岩倉へも「大略」を報告したことを伝えた。

この時、榎村は杉を通して岩倉へ三策を提示した。第1は従来通りの禄支給、第2は無禄となっても「不朽に保護」し「物産興隆の策」を立てられる永世の策、第3は第2策ですら政府の財源が不足の場合、寺禄の不足を補う策であった¹⁵⁾。一方、大蔵省は「西京寺院」に限って特別の処分を行えば、全国の寺院から「苦情」がきて、改革が実行できなくなるとして、最前の評議を変更しない姿勢を示した。これに対し、岩倉も「大尽力」し、「格別御由緒之故」をもって、宮内省において永世世話致し、寺院の禄金は省之定額中より2万5千円差出す方針を提示した。このような一時的な下賜金は、榎村が提示した第3策に応じたものであった。大蔵省の反対を受け、わずかながらの救護策に留まったのである。

結果、京都府内23か寺などが寺門永続のため御手許金を賜ることとなった。1874年以前に寺禄が500～1000石だったところに対しては250石、300～500石に対して150石、150石以下は従前と同石高が永続的に下賜されることになった¹⁶⁾。岩倉は150石以下への下賜をまずは急ぐことを求めており¹⁷⁾、存廢がかかった社寺の救済であったことがわかる。

社寺地処分は、本来、政府の社寺行政を管掌する教部省でさえ方針策定に容易に関与できず、

大蔵省・内務省の地租改正担当局が担っていた¹⁸。それに宮内省および岩倉は大きく介入していた。杉が京都で現地調査を行っていた際、岩倉は榎村に、大蔵省から切迫に申立てられていることを告げ、一度逡減法が決定してしまうと、「再度」の「御評議」は非常に難しいので報告を急ぐよう書き送った。大蔵省が宮内省・京都府を無視して方針を決定することは、理論上は可能であったのである。

一方で、東京に戻った杉は、1876年6月からの東北巡幸前に榎村に対して、岩倉と杉が巡幸に供奉するので、その前までに方針を決定するようにとのことで、大蔵省からも切迫に申立てられていると伝えた¹⁹。宮内少輔杉の上職には、宮内卿の徳大寺実則、宮内大輔万里小路博房がいるが、実際には岩倉と、榎村と同じ長州藩出身の杉が宮内省側を代表し、京都府下の寺社禄問題に大きく関与していたことになる。寺社禄決定には、1875年3月から宮内省御用を兼務していた木戸孝允（1876年3月まで参議、以後内閣顧問）も力を添えており²⁰、京都府内の宮内省関係事項における、岩倉と長州藩出身者のつながりが読み取れる。

京都府においては、慶応4年（1868）年から1874年の間に出仕した判任官のうち、士族出身者の約1割を長州藩出身者が占め、府幹部（奏任官以上）にも長州藩出身者や、幕末から長州藩や尊攘運動に関係していた者が多かったとされる²¹。1873年に小野組転籍事件で罪を問われていた榎村は、木戸がその救済と権知事の継続を説き、権知事の職に留まっていた。また宮内省において杉は、1874年6月に、木戸の後押しで少輔へと昇進した。一方で、同年5月、木戸は台湾出兵に反対して参議を辞職したが、参議兼工部卿伊藤博文と杉らが木戸を政府に留めるために奔走し、宮内省出仕に収まった²²。そしてこの後、木戸自身が勢力を築いてきた宮内省に関与し続けたのである。薩摩藩など他の有力藩の影響がなかったわけではないが、宮内省と京都を結ぶ人材は、明治初年、木戸に連なる長州系の人脈が内々に関係していたといえる。

もう一点、見ておきたいのは、寺社保護に対する考え方である。榎村は、「寺減禄」となるとは、「有名」の「古寺勝跡」もたちまち「荒廃」し、そうなるとう京都の「衰弊」は救いようがなく、その寺があることで「糊口」の「土民」も多く、「是を救ひ、是を保存する」こと、ほとんど「望洋之歎」と訴えた²³。1875年12月の三条への建言では、「大社鉅寺名区勝境」があることで国内外の人々が見学を訪れ、外国人の入京が、京都の繁昌や人々の意識啓蒙にもなることなどを指摘していた。都市振興と観光資源の要素にも着目していたのである²⁴。

一方、この時、榎村の意を汲んで古社寺保存に助力した木戸は、「寺社減禄」によって、京都の「旧勝景」がたちまち「荒廃」していることについて、「実に遺憾千万」、「文明之国は」このようなところの「保存、誠に行とどき、真に羨」ましいと榎村に伝えていた²⁵。木戸は、1876年の東北巡幸の際、神仏分離の影響で縮小されそうになっていた日光の三仏堂の保存に尽力し²⁶、「古き国之景色にも自慢にも」、または「歴史」のためにも「保存」したいものとした²⁷。木戸は、岩倉使節団で欧米外遊中に、欧米の国々が旧跡や歴史を大切にしているのを目

のあたりにし、それを念頭に、近代国家における「歴史」の意義と、歴史ある国家を海外へアピールすることの必要性を意識していたのである。このような文化・歴史の重要性は、同様に使節団で外遊した岩倉も認識しており、仏典などの学術品をイギリス政府や研究者に寄贈していた²⁸⁾。幕末に欧州渡航経験のある杉も、明治後、博物館事務等を担当する博物局の長を務めたり、正倉院御物の整理等に関与していくことに鑑みると同様であった可能性が高い。岩倉や木戸らの寺社保存は、京都府の現状に則した視野に限られていた榎村とは異なっていたのであり、これは榎村の限界も示していると言えよう。

もっとも岩倉の場合は、明治元年（1868）の東幸・還幸時の公家への配慮や、その後の京都保存などからしばしば指摘される通り、近世以来の公家や寺社との関係も影響していた。岩倉は榎村に、中山忠能^{ただやす}の孫の就職、地下官人の陵掌などへの登用、時には北野天満宮の宮司の人事等に至るまで、京都府での人事を頻繁に依頼した。榎村は多くの場合、速やかに応じる姿勢を見せ、時には「華士族之為め不都合」のことは岩倉に進言した²⁹⁾。

その他、岩倉は、由緒寺院の霊源寺、法常寺について、僧侶が族籍編入となり、これまでの寄付山林田畑を返却するよう村から寺へ申し出があり、住職が憂慮していることを受け、榎村に従来通りの対応をするよう村方への通達を依頼し、実現させた³⁰⁾。岩倉が、これについては「私事」であると断りを入れた通り³¹⁾、霊源寺は岩倉家の菩提寺、法常寺は岩倉の先祖が創始した、岩倉家ゆかりの寺であった。

ところで、寺社禄において確認したように、実際には大蔵省の財政方針など、岩倉の意向や榎村の希望が全面的に実現しないことも多かった。それゆえ、岩倉は京都府華族救済、宮内省関係の案件等について参議兼大蔵卿の大隈重信にしばしば依頼した。例えば、京都在住の旧社人・旧非蔵人のものが7か年家禄を下げ渡されることを内願した際、岩倉は、榎村に当人たちの願書を速やかに東京へ回してくれるよう頼み、榎村は迅速に動いた。しかし、半年経っても実現はせず、岩倉は大隈に決定を催促している³²⁾。

このように岩倉を通しての宮内省の要求がすべて通るわけではなかったが、寺社禄の決定への宮内省の関与は、政府の近代化への根本方針に関する問題と縁故を基にした案件がうまく組み合わさる形で、明治初年に天皇が東京へ移り、公家が離れて激変を余儀なくされた京都が支えられていたことを示している。

2. 大内保存

(1) 行幸と京都

京都における保存の問題としては、1877年1月の大和・京都市行幸以降の京都御苑整備が「大内保存」としてよく知られている。ここでは、「大内保存」への過程と、それに伴う公家邸宅

地の買上のいくつかを検討したい。

先の寺社祿問題で京都に向いた杉が、寺社祿とは別の用があるとしていたのは、徳大寺宮内卿の命を受けた「畝山御陵」、その他の「取調」であった³³⁾。杉は宮内省の堤正誼まさよし権大丞ら3名の随員と奈良へ入り、正倉院の勅封開緘に立会い、神武天皇陵、景行天皇陵等を巡った³⁴⁾。陵墓巡検は、1878年に陵墓が宮内省のみの管轄となっていくことと関係があるとも考えられる。

同時に、1877年の大和行幸時に、明治天皇が神武天皇陵に向いていることなどから、その下見も兼ねていたと考えられ、行幸実施の時期は明確ではなかったものの、行幸準備も御用に含まれていたものであろう。杉は、後、1881年の羽州・北海道への巡幸前も同地方を事前に巡検し（当時、宮内大輔）、1885年の山陽道への巡幸前には同所を巡回し、行幸行在所などの手配を行った（当時、内蔵頭兼皇太后宮大夫兼皇居造営事務局長³⁵⁾）。

1877年の大和・京都市行幸については、1876年の8月頃までには榎村が杉、木戸に実施を希望した。これに対し、杉は、翌年春には「和州畝傍の御陵御参拝」になるため、その折に京都ご駐輦になるよう力を尽くすと返答し、木戸も同様の意向であった³⁶⁾。

木戸は1875年3月から参議と宮内省御用を兼務していたが、1876年3月、杉が京都・奈良へ赴いた際、陵墓巡検の用務を担っていたことを知らず³⁷⁾、天皇輔翼の関係以外は、個別に入手できる案件にのみ関与していたものと考えられる。しかし、1876年3月に参議を辞し、内閣顧問となった後、1876年6月から7月の東北巡幸に供奉し、その間に、天皇や宮内省・華族関係の実情把握に努めた。8月には、宮内省において、「御輔翼」のことは「勿論、省中一切の事務」について、宮内卿輔と「協議」して「取扱」う立場となった³⁸⁾。この後、宮内省と帝室費の分離、華族改革論、明治天皇の教育等について積極的に意見を述べるようになり、岩倉と相談していった³⁹⁾。

このような木戸の宮内省での権限の変化を杉が「幸」と評したように⁴⁰⁾、宮内省への関与を強めた木戸の影響は、1877年の行幸にも反映された部分もあったのであろう。行幸の行程について榎村の意見（京都から宇治を経由して奈良へ入る⁴¹⁾）が最終的に実現するなど、木戸、杉と榎村のつながりが影響を与えることにもなった。

この1877年行幸前、1876年11月末から約1か月間、岩倉は京都に赴いた。この際、岩倉は榎村に、「御内用」の傍ら、京都華族の「永世不拔」の「家計保護」の方針を立てること、大炊御門・滋野井両家の救済、靈山招魂社、府の寺社のことなども榎村と相談の上で落着かせたいと書き送った⁴²⁾。京都の華族会館や在京都華族の財政問題⁴³⁾、1876年の甲子13年祭（元治元年（1864）禁門の変前後の犠牲者追悼）に続く靈山招魂社への下金、寺社祿以後も続いた京都寺社の救済問題など、岩倉側から政府の意向も含めて相談、決定を行ったものと考えられる。

12月5日には皇后（後の昭憲皇太后）が京都へ行啓し、岩倉は御用で御所へ上がったと新聞は報じた⁴⁴⁾。この時の岩倉の「御内用」の内容は明確にはわからないが、岩倉が京都で検分し

た場所は、翌年の大和・京都市幸の行先と重なる所が多く⁴⁵⁾、行幸のための検分であったことは推定できる。

実際の行幸では、明治天皇は1877年1月28日から約6か月間、京都に滞在し、三条、木戸、徳大寺、杉らが供奉し、岩倉は供奉しなかった。明治天皇が東京を出発する直前、岩倉は榎村に、今回の行幸は「久々にて府下繁栄之一端」となるだろうと期待を告げた。そして、京都府下の学校などへ天覧・下金のこと、「霊山招魂所」へ下金、「禁裏御掃除入費」、「九門内パーク」などについて、木戸、徳大寺等と相談してあることを書き送った。木戸らは、事の「大小軽重」、「旧都」を「思召」されている「御旨趣」が「貫徹」するように心を配る意向で、着鞆後すぐに、榎村と相談する予定だと続けた⁴⁶⁾。

このうち、京都府下学校へ下金は、1876年に榎村が杉に依頼し、木戸とも相談していたが、岩倉が懸念を呈したため決定せず⁴⁷⁾、行幸・天覧後の下賜となったものである。霊山招魂社へ下金は前年京都に赴いた際にも相談していたことである。

ここで注目したいのは、行幸前にすでに「九門内パーク」のことが、岩倉らの間で相談され、大枠で方向付けられていたことである。これは、この後の「大内保存」、「公園」（1878年12月以後、名称は京都御苑）整備のことであると判断できる。

従来、京都御苑の整備は、1877年、明治天皇が行幸中に、京都御所周圍の旧公家屋敷地の廃頽を見て「大内保存」を達したことに端を発するとされてきた⁴⁸⁾。しかし、実際には行幸前から、岩倉、木戸、徳大寺ら宮内省関係者と榎村の間で計画されていたのである。

先の岩倉から榎村への書状では、天皇の「御旨趣」が根底にあると記されてはいるものの、それ以前にこの計画がどのような経緯で持ち出されたのかまでは不明である。ただ、前年、岩倉が京都へ赴く前にこの案件を榎村に伝えておらず、同時に、岩倉の京都滞在为行幸の下準備であったことを考え合わせると、先の「御内用」の一部として岩倉と榎村の間で改革の一部が相談されていた可能性も高い。少なくとも、岩倉が1877年の行幸前から「大内保存」を求めていたことは確かであった。

前年の1876年、江華島事件が解決した後、4月には明治天皇が元藩士クラスでは初となる木戸、大久保利通（参議兼内務卿）邸へ臨幸し⁴⁹⁾、6月には、戊辰戦争で朝敵となった東北地方との和解の意を含んだ東北巡幸⁵⁰⁾が行われていた。鹿児島をはじめとした政府への士族批判という不穏な状況は残るものの、政府中枢は一定の安定と自信を見せ始めていた。そのような中で、京都の衰退と今後の復興・保存が視野に入れられ、岩倉はその中心的存在となっていたのである。

では、榎村（1877年1月22日から京都府知事）において「大内保存」はどのような意味を持っていたのであろうか。榎村はこの後、大内保存を進める中で、撤去予定であった学習院について、一部の建物の保存を希望し、政府に申し出た。1878年11月には、学習院は京都府が拝借

することになり、1880年には京都府への払い下げが決定した。その理由について、榎村は学習院は仁孝天皇から賜った院号で、「本朝の歴史に歴々記載」があり、「後世よりの考証にも」なるもので、それが跡形もなく消えるのは「遺憾」であり、「皇居を始め名勝旧跡御保存」の「御趣意」にもかなわないからとした⁵¹⁾。榎村は同時期、御苑内に和気清麻呂像を建立することも計画しており⁵²⁾、朝廷の歴史を意識した御苑整備を行っていたといえる。

一方で、榎村は、御苑内に毛利元就の銅像の建立も考案していた⁵³⁾。長州藩毛利家先祖の顕彰である。ただし、これは一家の顕彰にとどまらず、長州藩が維新の変革とその後の政府確立を主導しているという榎村の自負の表れであろう。同時に、その政府が、かつての御所空間を中心とする京都を制した証としての意味も持つ。その点において、榎村にとって御苑整備は、維新の象徴、近代国家の成立の象徴であったのである。

これは、近代京都の創設を意識しながら、京都の保存も強く念頭に置いていたであろう岩倉とは相違があったと考えられる。もっとも、榎村の銅像建立案は、薩長の関係を考えただけでもバランスを欠くもので、国家全体の大政を見渡したものとは言い難く、立ち消えとなった。

(2) 岩倉と宮内省

「大内保存」については、1878年から12年間、毎年、天皇のお手元金4000円を下すことが決定した。1878年4月、杉（1877年12月から宮内大輔）は榎村に、公園内の土地買上やその他の入費については、まず8000円を渡すことが決定したと報知した。続けて、これで不足の場合は、同年8月からの北陸・東海道巡幸で京都へ駐輦の際、「実地之景況」に鑑みて申し立てれば、4000円、5000円は如何様にもなると「秘策」を、榎村のみの含みとして伝えた。さらに、御所南の建礼門前にあった京都裁判所を失火の恐れを避けるため移転させるに当たっては、岩倉が「最前より内裏保存」に「関係」し、「主張」していたので、内々に申し込めば、大蔵省から別途資金が得られるだろうとの見込みも伝えた⁵⁴⁾。杉が土地買い上げや大内保存のための費用の獲得がそれなりに容易に実現すると考えていたのは、岩倉が同意することが前提になっていたのである。

1878年8月末からの北陸・東海道巡幸は、岩倉、徳大寺宮内卿、大輔の杉も供奉し、東京での宮内卿代理は児玉愛二郎宮内書記官（長州藩出身）が務めることになった。これを心配する岩倉に対して、三条は「留守中は尊公之御代り、下官宮内省之事も関係可仕候」（岩倉が供奉で東京の政府を留守にしている間は、岩倉の代わりに三条が宮内省のことにしても関係する）ので、書記官が代理でも不都合はないと伝えた⁵⁵⁾。

宮内省の状況に鑑みるに、岩倉は天皇親政運動を行っていた侍補の動きを警戒していたものと考えられるが、ここから見えてくるのは、常時は右大臣の立場ながら岩倉が宮内省に関与し、京都府関係に限らず、方針決定の鍵を握っていたことである。三条も、1877年の行幸で京都

滞在中に「大内保存」に関わり、また時に榎村に京都在住華族の救済等について連絡を行うなど⁵⁶⁾、京都や公家華族のことに関与していなかったわけではない。しかし、岩倉の意向が宮内省関係の方針を大きく左右していたことがわかる。1876年の東北巡幸の際、杉が、岩倉と木戸は供奉も旅館も随意としたように⁵⁷⁾、普通の宮内省員とは異なり、全体を監督する一段上の立場で実権を握っていたのである。

もっとも、実際には、費用面においては大蔵省、土地買上や京都裁判所移転問題では内務省、司法省などとの交渉が必要であり、岩倉の意向通りに事が運ぶものではなかったのは寺社禄と同様である。裁判所移転に際しては、杉は司法大輔山田顕義を通して榎村の意向を決定に反映させようとしたが、司法省や大蔵省などとの調整は難航し⁵⁸⁾、1880年になってようやく落ち着いた。また1880年には岩倉、杉が求めていた比叡山延暦寺の保存費下賜計画が中止になるなど⁵⁹⁾、宮内省が関与した保存は時に財政の前に実現しなかった。

それゆえに、1878年5月、大久保利通が暗殺された後、伊藤博文が内務卿に就任したのを受けて、杉が榎村に、内務卿は重任ではあるが、伊藤は「多々益弁」の「才力」（豊かな才能の持ち主）なので、杉は「大に」力を得、陰ながら「保護」する「覚悟」と書き送ったのである⁶⁰⁾。これは京都や宮内省の事項のみならず、政府、ひいては国家全体についての言であったが、1877年5月に木戸が死去した後、政府中枢での後押しを得られる強力な長州系のルートとなったのである。

ところで、1877年10月、「大内保存」のために、京都皇居保存御用掛に就任したのは、伊勢^{さかえ}華であった。伊勢は長州藩出身で、幕末、長州藩の財政を主に担い、京阪地域での資金繰りも担当していた。木戸が長州藩を主導することになった後、伊勢の協力を何度も求めたように、幕末長州藩の財政の鍵を握っていた一人であった。王政復古後、長州藩が京都へ上った際にも京阪の商家との交渉を担い⁶¹⁾、その後しばらくして地方官職を退いた後は頻繁に京都に滞在して山中献（伏見宮・閑院宮家令）らと文化的交流を深めていた⁶²⁾。

実は、木戸生存中の1875年頃から、伊勢は政府内での職を木戸に依頼していたが、木戸は伊藤や榎村に就任場所を問い合わせながらも、あまり「同県人」が多いというのも「困り」はしないかと慎重で⁶³⁾、伊勢の能力も考慮して保留となっていた。伊勢はこの時の政府中枢にいる長州出身者よりも年配であり（例えば、井上馨・杉より13歳年長）、幕末以来の功勞に鑑みて邪険にはできず、京都との長年にわたる関係構築を活かす形で「大内保存」に関与させたとみられる。

この後も伊勢の人事については、杉と榎村の間で、宮内省、京都府どちらが責任を持つか検討が続いた。杉は榎村に、「老人」が「官途之端」に「安然」としては、評判が良くなく、当時、工部省の高杉小忠太（高杉晋作の父）と京都府の伊勢の登用は、「対幅」と嘲笑もされているとして⁶⁴⁾、長州藩出身者の優遇が際立たない形を考慮する必要を訴えた。木戸と同様、一

人の人事が政策全体の可否にまで影響しないよう、慎重な登用に苦慮していたのである。

この後、伊勢は、1881年6月には宮内省御用掛奏任官に准じ、月俸金70円下賜、1883年9月には岩倉の建言がもとで設けられたとされる宮内省京都支庁勤めとなり、5等官に准じ、年1800円下賜となっている⁶⁵⁾。1885年には、京都府知事の北垣国道に代わって、宮内省京都支庁長まで務め⁶⁶⁾、1886年2月に死去した(4日後、宮内省京都支庁は廃止)。伊勢の宮内省への出仕に当たっては、東京で、井上馨(参議兼外務卿)が岩倉へ話を持ち掛け、その後、岩倉から宮内卿・輔へ示談する形となり⁶⁷⁾、長州側の連携に加えて、最終人事を握っていた岩倉の同意が必須であったことがわかる。

(3) 旧公家邸宅地の変遷

「大内保存」が決定した後、宮内省がもとの一条邸、近衛邸、鷹司邸を買い上げたのを始めとして、京都府により、現在の御苑区域にあたる場所を中心に買い上げが進められた⁶⁸⁾。ここでは、公家邸宅地が、宮内省・京都府へと管轄が移行した過程の一部を榎村との関係から検討したい。

1878年7月、東京にいた鷹司^{ひろみち}熙通(前関白九条尚忠実子、前関白鷹司^{ひさただ}輔熙^{すけひろ}養子)は、九条邸の買い上げについて、京都の榎村に次の内容を書き送った。

京都の堺町九条道孝(熙通の実兄)旧邸について、この度、勤業場から公園地に買い上げると掛け合いがあった。九条としては、この場所は先年、払い下げを願った後、永らく所有したいと思って修繕・開墾をし、家産になると思っていたところなので断りたい。しかし、この邸だけが私となりても他日に不都合を醸すのみで、かつ「御趣意」に反しては恐縮なので、これまでかけてきた費用もご洞察の上、懇談してほしいとのことである。九条の家従、河村通平という者が榎村のところへ出向くはずなので、直接相談してほしい⁶⁹⁾。

熙通は、明治5年(1872)にドイツへ留学する以前、長州の明倫館へ遊学していたことがあり、1877年2月に帰国した後、しばらく京都にいた。翌年12月に東京府貴族となったが⁷⁰⁾、先の書状の追伸で、陸軍戸山学校に入校して勉強中であるが「痴性」で「功験も」なく遺憾として、今後も「御心添」を願うと近況を書き添えており、榎村とは以前から面識があったことがうかがえる。鷹司家は、熙通の先々代・先代の輔熙・輔政が、元治元年(1864)の禁門の変で、長州藩の久坂玄瑞らが鷹司邸へ嘆願のために押し寄せたことで、長州藩と気脈を通じているとみなされ参朝を停止されたことがあり、そこからの関係があるものであろうか。熙通は、別の書状において榎村に、東本願寺からの鷹司家所蔵「宝石類聚」(「宝石類書」のことか)の貸借依頼を承諾する旨を伝えており⁷¹⁾、京都に残された鷹司家の所蔵品管理や、その貸借を榎村が担っていたことも見えてくる。

このようにして、大内保存のための九条邸買い上げに際して、公家と榎村の間に、旧知の公

家の仲介があったことがわかる。具体的な交渉は九条家側と京都府間で行われたものの、九条家は邸宅買取を二つ返事では承諾せず、少しでも良い条件を引き出そうと、榎村に縁がある熙通を頼った。大内保存関係での公家邸宅の買取が表面的には着々と進められ、京都の町が変容していく内側で、近世以来の公家と京都、公武の関係が近代京都の空間創設に大きく関係したことが読み取れる。

もう一件、「御用地」になった公家邸の買取を見ておきたい。石薬師に本邸があった中山家である。中山邸は1879年6月には、その一部が明治天皇御生誕の宮殿であるとして献納された⁷²⁾。明治天皇の外祖父中山忠能は、邸宅買取には反対はしなかったようであるが、買上金で新邸の購入を希望した。中山は、当初、鷹司家の屋敷購入を考え、三条家の家扶から図面を回してもらったが、代金が約1000円ほどで高く、余金がないため、榎村に程良い別所の検討を依頼した。同時に、不用になっていた聖護院村の別邸の借手探しを依頼し、京都にいる中山の親族や家扶に指図してくれるよう頼んだ⁷³⁾。遠方の東京では実地の状況がわからない中、信のおける相手として榎村を頼ったのである。榎村は、翌1879年7月には、中山邸に残されていた土蔵の処分、本邸および聖護院村の邸宅問題を解決し、新邸も整えた⁷⁴⁾。

中山忠能と榎村はこれ以前、中山邸に、明治天皇の幼名である「祐宮」から命名された「祐井」の碑を建立する際にはすでに付き合いがあった。榎村が、中山から依頼を受けていた「祐井」碑の完成を報告したのに対し、中山は榎村の「御高庇」により、かねがねの「懇望」が「成就」し、文はもちろん、書も「格別美観、永世不朽之珍物、大幸之至」と謝辞を送った（現存の碑文は榎村撰で1877年7月付⁷⁵⁾）。筆家への謝礼、石工の書付代は中山家が出しており⁷⁶⁾、外祖父としての中山忠能の強い希望と、先に記したような榎村の皇室・明治維新を意識した京都の空間整備が合致した結果であったのであろう。榎村が、中山側の希望を上手く汲み取りながら公家地整備を進めていたこともよくわかる。

本来もっとも京都の状況を把握していた公家たちが、京都を離れた後、榎村は、京都の現状を理解し、同時に処置を差配できる人材として重視されていった。同時に、榎村自身も、このような旧公家間の仲介を重ね、近世京都を吸収する形で近代へとつなげていった。中央政府中枢の長州出身者の後ろ盾と、彼らを通して明治後に構築した岩倉との関係に加え、旧公家らへの対応が、榎村が長期にわたり京都施政を担えた一因であろう。榎村が、改革に反対する公家や、京都府政を離れる要因となった京都府議会との対立がクローズアップされるように、京都の民との確執があったにもかかわらず、明治初期には異例とされるほど一地方行政を長期間担い続けられたのは、近世以来京都に根付く公家たちの一定の支持があったことを裏付けていよう。

もっとも明治後、東京に赴かず京都に残った公家の多くは、明治政府の改革、とりわけ欧米の文物の急進的な導入や、旧制度の急速な解体に批判的ではあった。例えば、京都に残ってい

た橋本実麗（和宮の叔父）は、明治5年（1872）1月、九条家の庭に茶店が開かれ、「雑人」が群れていることを聞き、実に嘆くべきこととした⁷⁷⁾。一方で、橋本は東京へ出向いた折、神奈川で馬車に乗った外国人とすれ違くと「可忌々々」としながら、「時勢」の致すところとも記した⁷⁸⁾。京都で榎村らが推進した近代化を快く思っていたとは考えられない発言の一方で、東京にいる養子実梁の説諭もあって、時代への順応を試みようとする姿勢も持ち合わせていた。このような旧公家らの葛藤の狭間に、岩倉や榎村らは寄り添う形で、改革を進めたのである。

もちろん榎村は「大内保存」前から、京都の旧公家邸の売買など土地の斡旋に関与していた。その一例が木戸の京都における別邸である。木戸は京都の鴨川西岸（現京都市中京区土手町）に別邸を構えた（現在の職員会館かもがわ）。1877年5月、木戸がこの別邸で死去する数日前に、明治天皇が臨幸した場所でもある。木戸が購入する以前は、鷹司家、近衛家の邸宅であった。木戸が、大規模に修繕することなく使用できる新たな邸宅を京都に求め、鷹司家売却の邸宅購入の斡旋を榎村に依頼していたことも関係しているとみられる⁷⁹⁾。

木戸が京都にいない間、一部の部屋や建物は、榎村の休養場所、杉が京都に出向いた折の滞在場所、さらには杉浦弘蔵など東京を離れた知人の保養場所として利用することも木戸は認めていた⁸⁰⁾。1877年、京都に赴いた毛利元徳が利用し、山階宮が利用するという話が出ていたこともある⁸¹⁾。さらに、1876年に木戸が企画した甲子13年祭において、京都の霊山での招魂祭の中心を担った養正社の拠点ともなった⁸²⁾。これは、東京では木戸が、京都では榎村が指揮を執って行い、三条・岩倉や旧大名家からも寄付があって行われたものである。これらの京都現地での管理は、京都にあった他の木戸別邸の家賃なども含めて榎村が担った⁸³⁾。木戸の死後、三本木の木戸邸を柳原家が購入する話が持ち上がった際も、京都での手続きは榎村が行う算段となった⁸⁴⁾。

旧公家邸は、政府要職者の別邸への変遷とともに、京都における近代国家を創出した、維新の歴史への鎮魂と伝承、顕彰、保存の拠点へと変わったのである。

3. 近衛家古美術品の献上

最後に、東京へ移った公家たちが京都に残してきた古美術品の東京への集約の一例を見ておきたい。旧公家からは鷹司熙通が1875年に「春日権現験記絵巻」を皇室に献上していた⁸⁵⁾。その後、明治10年代においては、皇室や古代に関わる文化顕彰が盛んとなり、1878年の法隆寺宝物の献上を皮切りに、皇室への献納が増加し、近代における「御物」の意識が成立していった⁸⁶⁾。ここではまさに同年に行われた近衛家による古美術品献上を取り上げたい。

1878年、近衛家は所蔵していた「雲紙本和漢朗詠集」など古美術品を献上した（現在、三の丸尚蔵館所蔵）。8月19日に約30件を献上したとされるものの、この献上に際しての記録はほ

とんど公開されていないといわれている⁸⁷⁾。その中で、京都からの献上の一端を、杉と榎村のやり取りから検討したい⁸⁸⁾。

近衛家は、1877年には一族全てが京都を離れて東京に移住したとされ、その後、所蔵品は宮内省の所管であった二条城や近衛家ゆかりの寺等へ預けられていたといわれている⁸⁹⁾。そのような状況の中、1877年の8月か9月頃には、宮内省は、近衛家家令御山豊勢州に近衛家の所蔵品について問い合わせをした。

1878年2月に入ると、京都から東京への「近衛家古書画」の移動が始まった。2月17日、杉は榎村に、先日来申し上げている通りとして、今回まとまった品については、連絡があり次第費用を送るので、それまでは榎村のもとに留めておくよう依頼し、最終的には「爰元」へ送ってもらう予定であることを伝えた。そして、この件に関しては、杉「一人之了簡」では取り計らいかねるため、宮内省ならびに近衛忠熙^{ただのろ}へ相談の上、榎村へ返答するとした。同時に、京都府が宮内省に繰り替えて買い上げる金額については、杉の方で概算を立て、「最前之分」600円、「賀知章」500円、合わせて1200円内外と見積もり、「賀知章」については下値千円でもよいとした。

同月19日、近衛忠熙は、榎村に「古書画類」について、榎村が配慮してくれたことを謝し、杉からも宮内省で取り扱ってくれると聞いて大いに安心と伝え、「賀知章」のことも「御配慮」いただいたことを重ねて謝している。

「賀知章」は、「草書孝経卷」（伝賀知章）のことである。児玉愛二郎宮内書記官が京都から持ち帰った後、4月には他の品とともに天覧に供し、「書癖連中」がいずれも感服したほどで、「如此神品と相成候は実に可喜事」（このようなすぐれた作品とは実に喜ばしいことだ）ときわめて評判が高く、宮内省では近日、石板・写真を作る予定とした。

この後、京都の榎村から、近衛家旧蔵の書軸類、残り11品を60円ずつで買い上げることが諮られ、宮内省側はこれを承諾した。最終的には「近衛家より献上」の形で事を運ぶつもりと杉は榎村に伝えている。杉は当初から榎村に、「猥に世人に御見せ」になることは「御断り」とした⁹⁰⁾。献上品のうちには、1881年には徳大寺宮内卿から貴重の「御物」なので、いずれから願い出があっても容易に拝借してはならないとの命が出ているものもある⁹¹⁾。石板・写真等の複製作成により、史料の公開を回避し、史料の保存を重視したものであろうか⁹²⁾。

以上のことから、近衛家からの献上に当たっては、当初、近衛忠熙と榎村との間で話しが持ち出され、その後、榎村から杉へと話しが回り、献上の形に至ったことになっている。近衛忠熙と榎村は、近衛家が東京へと移住する前、京都で面識があった。この時献上されたうちの一点、藤原佐理筆「書状（恩命帖）」は、1875年3月からの第5回京都博覧会で展示されたようである⁹³⁾。また、同年11月には、京都の円山で鳩居堂主人熊谷直孝の追薦煎茶会が開かれた際、131家（478点）という膨大な数の書画が出品され、近衛家も月江正印の書など5点を展

していた⁹⁴⁾。この追薦煎茶会の主催は直孝子息の熊谷直行であったが、図録上巻の題字は楳村(当時、京都府権知事)、下巻の題字は国重正文(同京都府権参事、長州藩出身)が寄せた。展示出品のメンバーには、山中猷、伊勢華らが含まれ、彼らは京都でしばしば会合を開いていた。山中は宮家家令であったこともあり、時には近衛忠熙も顔を合わせた⁹⁵⁾。

近衛家所蔵品が最終的に献上扱いとなったのは、所蔵品の質に加えて、撰家という家格の高さが一因でもあろう。同時に、同じ1878年に行われた法隆寺宝物献上が、明治以後、廃仏毀釈などの影響もあり寺院が衰退した財源救済の一環であったことと照合すると、近衛家救助の一部であったことも考えられる。実際に、1875年までに、楳村は三条と宮内省に、近衛家の借財救済措置を依頼していたが、すぐには救助の手立てがないと断られていた⁹⁶⁾。もっとも、1876年以降、近衛をはじめとする五撰家や清華家などに毎年、特別に賜金が行われ、皇室と長い歴史的な関係を有する家の存続が図られた⁹⁷⁾。近衛家所蔵品の献上もその一環である可能性が高いと考えられる。

献上の同年11月、京都にあった近衛家の書籍のうち「御堂関白記」等が、東京の修史館へと運搬された。修史館は、近衛家に承諾をとった後、楳村に書籍借用を伝え、京都に滞在中の忠熙に照会後、東京への発送を依頼した⁹⁸⁾。1875年9月に、修史局(修史館の前身)が南北朝期以前を対象とする編集方法を採用し、局内には古文書や日記に基づいた歴史書編纂を求める声があったことから⁹⁹⁾、その史料収集の一つであろう。

後に、近衛家邸内の土蔵が献上、移設されて東山御文庫として利用されることも考えると、近衛家が貴重な所蔵資料の保存、天皇を頂点としてきた日本の歴史伝承への貢献の意識を持ち合わせていたことがわかる。

もちろん、すべての公家からの献上が楳村や京都府を通して行われていたわけではない。例えば、1879年、公家の野宮定功が、式部権助兼大掌典橋本実梁の計らいによって所蔵の「古筆手鑑」を宮内省買い上げとしてもらったように¹⁰⁰⁾、宮内省関係の古書収集においては、旧公家同士での差配が自然にも思える。また岩倉が大蔵経を英国へ寄贈したことに対する英国インド局からの地図や地球儀などの御礼品は宮内省へ献上されたように、外国からの貴重品の献上も行われた¹⁰¹⁾。

近衛家以外に京都府、宮内省経由の献上は現時点で追うことができないが、このように、明治以後、多くの公家が京都から東京へと移り、もしくは困窮していく中で、京都から東京へと貴重な古美術の移管・吸収が起こった一端が表れているといえる。

おわりに

ここまで記してきたように、1876年の京都府下に対する寺社禄の決定から1877年からの

「大内保存」、1878年の近衛家古美術品の献上などを検討した結果、次のことが見えてくる。

幕末、公家内部の軋轢は、慶応3年（1867）に岩倉が王政復古を目指した際、幕府や列藩を御するよりも、公家を「固結」することが最も難しいとまで記したほどで¹⁰²⁾、これは明治後にも残存した。新国家の確立を図るためには、この難題の緩和が必須であり、岩倉はそれを京都という場を通して、実現しようと考えたともいえる。岩倉は右大臣の職にありながら、他の省に対するのとは異なる影響力を宮内省において維持し、京都における改革と保存に大きく関与したのである。

ただし、このような明治後の国内結束を図るために動いたのは、岩倉ら公家だけではなく、木戸、杉、榎村らのように元藩士出身者でもあった。京都の人々との協力と軋轢を繰り返しながら、京都での改革の推進者としての榎村の陰に、京都での影響力を失っていった旧公家への配慮と包括、それを背景にした京都での改革推進を見て取ることができる。そこには宮内省と京都府を結んだ木戸、杉に代表される長州藩の人脈と、宮内省に影響力を持った岩倉の存在があった。岩倉と榎村の「大内保存」への考え方には相違があったものの、これは、とりもなおさず、分裂しかねない近世組織に根付いた集団や地域を、吸収し、近代国家の中に位置づけることになったのである。

彼らの関係を追うことで、従来、1877年京都市行幸中に明治天皇の意向に端を発するとされてきた「大内保存」が、行幸前から岩倉ら宮内省の上層部と、榎村らの間で相談されていたことも確認できた。1876年、不平士族の不穏な動向は残るものの、明治天皇が木戸孝允と大久保利通という元藩士クラスの邸宅に臨幸したように、明治政府が一定の安定を認め始める中で、京都を象徴する御所整備が計画され始めていたのである。

公武の区別が形式的には取り払われる方向で進んだ明治政府において、政府の確立と内部対立の解消は、両者の提携と地道な取り組みの積み重ねのもと、進められた。その姿はそのまま近世から近代へと変わりゆく京都の姿でもあったといえる。

その中で、長期に亘り宮内省に出仕し続けた杉の存在は明治初期以降の変遷をとらえるうえで重要になってくるであろう。杉は後に、経緯は明確ではないが、毛利元徳、伊藤博文のような長州藩関係者以外にも、岩倉、三条、有栖川宮熾仁と、旧公家・宮の葬儀御用掛長（委員長）を務めた。このことは、本稿で見てきたように、長州藩出身者にとってのみならず、宮内省・明治政府において公武をつなぐ存在として杉が重視されていたことの表れといえよう。

注

- 1) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究』（校倉書房、1997年）、同『近代天皇制と古都』（岩波書店、2006年）。
- 2) 伊藤之雄『京都の近代と天皇』（千倉書房、2010年）。
- 3) 松山恵『江戸・東京の都市史』（東京大学出版会、2014年）、松山恵『都市空間の明治維新』

- (ちくま新書, 2019年)。東京都編『明治初年の武家地処理問題』(東京都, 1965年)は、公家屋敷の京都から東京への交換に触れているが、公家や京都府の動向は明らかにされていない。
- 4) 京都市編『京都の歴史』第8巻(学芸書林, 1975年)。
 - 5) 小林丈広『明治維新と京都』(臨川選書, 1998年)。明治2年(1869)の皇后の東京行をめぐって、京都の有力市民がその実現に役割を果たしたことは吉岡拓「明治初年における民衆と朝廷」(『史学』第73巻第1号, 2004年)。
 - 6) 中川理『京都と近代』(鹿島出版会, 2015年)。
 - 7) 刑部芳則「京都公家華族の生活と政治意識」(『地方史研究』第57巻第3号, 2007年), 同『京都に残った公家たち』(吉川弘文館, 2104年)等。
 - 8) 坂本一登『岩倉具視』(山川出版社リブレット, 2018年)等。
 - 9) 前掲, 小林『明治維新と京都』140頁。
 - 10) 榎村宛杉書状, 1878年6月3日(「榎村正直宛諸士尺牘」宮内庁書陵部蔵。以下, 同史料の年代は筆者が推定した。), 「時事新報」1920年7月2日, 杉宛伊藤書状, 12月22日(「杉家寄贈資料」山口県立山口博物館蔵)等。
 - 11) 京都府立総合資料館編『京都府百年の年表』6(京都府, 1970年)5~6頁, 吉岡拓『十九世紀民衆の歴史意識・由緒と天皇』(校倉書房, 2011年)165頁。
 - 12) 滝島功「明治初年の社寺地処分と神祠仏堂」(『地方史研究』第50巻第2号, 2000年)。
 - 13) 経緯において特に断らない部分は次の史料による。榎村宛岩倉書状, 1876年2月26日・3月1日・3月30日, 榎村宛杉書状, 1876年4月7日・5月14日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
 - 14) 木戸宛榎村書状, 1876年3月21日(「木戸家文書謄本」[52・人]宮内庁書陵部蔵)。
 - 15) 岩倉宛榎村書状, 1876年3月31日(「岩倉具視関係文書」岩倉公旧蹟保存会対岳文庫所蔵マイクロ〔Ⅱ〕52-50)。
 - 16) 前掲, 『京都府百年の年表』6(京都府, 1970年)8頁。
 - 17) 榎村宛岩倉書状, 1876年5月31日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
 - 18) 丹羽邦男「明治政府の社寺地処分」(『歴史と民俗』3, 1988年), 滝島功『都市と地租改正』(吉川弘文館, 2003年)301頁。
 - 19) 榎村宛杉書状, 1876年5月14日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
 - 20) 榎村宛木戸書状, 1876年7月5日(『木戸孝允文書』第7〔日本史籍協会, 1931年〕, 42~43頁)。
 - 21) 前掲, 小林『明治維新と京都』76~77頁。
 - 22) 伊藤宛杉書状, 1874年5月10日(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』6〔塙書房, 1978年〕, 40頁), 木戸宛杉書状, 1874年6月4日(木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』第4巻〔東京大学出版会, 2009年〕333~334頁)等。
 - 23) 木戸宛榎村書状, 1876年3月21日(前掲, 「木戸家文書謄本」[52・人])。
 - 24) 前掲, 吉岡『十九世紀民衆の歴史意識・由緒と天皇』165~167頁。
 - 25) 榎村宛木戸書状, 1875年(正確には1876年と推定する)3月26日(『木戸孝允文書』第6〔日本史籍協会, 1930年〕, 81頁)。
 - 26) 松尾正人『木戸孝允』(吉川弘文館, 2007年)216~217頁。
 - 27) 榎村宛木戸書状, 1876年7月5日(前掲, 『木戸孝允文書』第7, 42~43頁)。
 - 28) 齊藤紅葉「岩倉具視と「文化外交」」(『人文学報』第119号, 2022年)。
 - 29) 榎村宛岩倉書状, 1877年1月20日, 1878年11月28日, 12月17日等(前掲, 「榎村正直宛

- 諸士尺牘』)。
- 30) 槇村宛岩倉書状, 1874年11月23日, 1874年12月14日(同上)。
 - 31) 槇村宛岩倉書状, 1874年11月23日(同上)。
 - 32) 槇村宛岩倉書状, 1876年5月17日(同上), 岩倉宛槇村書状, 1876年5月20日, 大隈宛岩倉書状, 1876年11月27日(前掲, 「岩倉具視関係文書」対岳文庫所蔵〔Ⅱ〕52 - 43, 67)。
 - 33) 木戸宛杉書状, 1876年3月29日(前掲, 『木戸孝允関係文書』第4巻, 356頁)。
 - 34) 「日載」(杉孫七郎) 1876年3月3日~14日(「杉孫七郎関係文書」憲政資料室蔵)。
 - 35) 「日乗」(杉孫七郎) 1881年6月11日~7月9日, 「日載」1885年4月14日~5月7日(同上)。
 - 36) 槇村宛杉書状, 1876年8月7日(前掲, 「槇村正直宛諸士尺牘」), 槇村宛木戸書状, 1876年9月19日(前掲, 『木戸孝允文書』第7, 103頁)。
 - 37) 木戸宛杉書状, 1876年3月29日(前掲, 『木戸孝允関係文書』第4巻, 356頁)。
 - 38) 『木戸孝允日記』第3(日本史籍協会, 1933年) 1876年8月3日。
 - 39) 同上, 1876年10月10日, 11月22日等。
 - 40) 槇村宛杉書状, 1876年8月7日(前掲, 「槇村正直宛諸士尺牘」)。
 - 41) 木戸宛槇村書状, 1876年12月20日(前掲, 「木戸家文書謄本」〔55・人〕)。
 - 42) 槇村宛岩倉書状, 1876年12月14日(前掲, 「槇村正直宛諸士尺牘」)。
 - 43) 京都華族の救済については, 刑部芳則「京都公家華族の負債問題」(『地方史研究』第64巻第5号, 2014年)。
 - 44) 「読売新聞」1876年12月18日。
 - 45) 同上, 明治天皇聖蹟保存会編『明治天皇行幸年表』(大行堂, 1933年) 93~100頁。
 - 46) 槇村宛岩倉書状, 1877年1月20日(前掲, 「槇村正直宛諸士尺牘」)。
 - 47) 槇村宛杉書状, 1876年8月7日(同上)。
 - 48) 森忠文「明治初期における京都御苑の造成について」(『造園雑誌』41巻3号, 1978年), 前掲, 高木「近代天皇制と古都」125頁, 前掲, 伊藤『京都の近代と天皇』20~21頁。
 - 49) 齊藤紅葉『木戸孝允と幕末・維新』(京都大学学術出版会, 2018年) 264頁。
 - 50) 伊藤之雄『明治天皇』(ミネルヴァ書房, 2006年) 192頁。
 - 51) 「明治十一年諸官往復」(京都府立京都学・歴彩館蔵), 徳大寺宛槇村書状, 1880年4月1日(「土地建物録」明治6~17年, 宮内庁書陵部蔵)。
 - 52) 槇村宛杉書状, 1878年12月11日(前掲, 「槇村正直宛諸士尺牘」)。
 - 53) 同上, 槇村宛毛利元徳書状, 1878年9月8日(同上)。
 - 54) 槇村宛杉書状, 1878年年4月11日(同上)。京都裁判所移転については, 前掲, 森「明治初期における京都御苑の造成について」。
 - 55) 岩倉宛三条書状, 1878年8月25日(佐々木克・藤井讓治・三澤純・谷川穰編『岩倉具視関係史料』下〔思文閣出版, 2012年〕, 115頁)。
 - 56) 「岩倉具視関係文書」国立公文書館内閣文庫所蔵マイクロ109 - 1・2, 槇村宛三条書状, 2月24日(前掲, 「槇村正直宛諸士尺牘」)。
 - 57) 杉宛木戸書状, 1876年5月6日(前掲, 『木戸孝允文書』第7, 418頁), 木戸宛杉書状, 1876年5月6日(前掲, 『木戸孝允関係文書』第4巻, 360頁)。
 - 58) 槇村宛杉書状, 1878年4月11日, 槇村宛岩倉書状, 1879年1月19日等(前掲, 「槇村正直宛諸士尺牘」)。
 - 59) 大隈重信宛杉書状, 1880年4月27日(早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』

- 6 [みすず書房, 2010年], 343～344頁), 「京都保存ニ関スル建議」1883年1月(『岩倉具視関係文書』第1〔日本史籍協会, 1927年〕, 482～483頁)。
- 60) 榎村宛杉書状, 1878年5月16日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
- 61) 「長州諸用帳」(山口県文書館蔵)。
- 62) 木戸宛伊勢書状, 1875年4月28日(木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』第1巻〔東京大学出版会, 2005年〕, 190～191頁)等。
- 63) 伊勢華苑木戸書状, 1875年1月4日(前掲, 『木戸孝允文書』第6, 7頁), 木戸宛伊勢書状, 1875年9月4日(前掲, 『木戸孝允関係文書』第1巻, 191～192頁)等。
- 64) 榎村宛杉書状, 1880年3月6日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
- 65) 「公文録」明治16年(国立公文書館デジタルアーカイブ)。
- 66) 「官報」第564号, 1885年5月21日。
- 67) 井上宛岩倉書状, 1881年5月26日(「井上馨関係文書」憲政資料室蔵)。
- 68) 前掲, 森「明治初期における京都御苑の造成について」。
- 69) 榎村宛鷹司熙通書状, 1878年7月5日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
- 70) 「読売新聞」1877年2月12日, 東京府宛京都府, 1878年12月25日(京都府庁文書「明治十一年諸官往復」京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 71) 榎村宛鷹司熙通書状, 12月19日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
- 72) 前掲, 森「明治初期における京都御苑の造成について」。
- 73) 榎村宛中山忠能書状, 1878年9月2日, 12月17日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
- 74) 榎村宛中山忠能書状, 1879年5月20日, 7月29日等(同上)。
- 75) 榎村宛中山忠能書状, 1878年1月3日(同上)。
- 76) 同上, 榎村宛中山家扶書状, 1878年1月4日(同上)。
- 77) 「橋本実麗日記」明治5年1月21日(宮内庁書陵部蔵)。
- 78) 同上, 明治5年5月4日。
- 79) 榎村宛木戸書状, 1875年カ(前掲, 『木戸孝允文書』第6, 318～319頁)。
- 80) 榎村宛木戸書状, 1875年8月24日, 9月24日(同上, 217, 240頁), 榎村宛杉書状, 1876年2月25日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
- 81) 榎村宛木戸書状, 1876年11月26日(前掲, 『木戸孝允文書』第7, 180頁), 榎村宛杉書状, 1877年10月30日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
- 82) 前掲, 『木戸孝允日記』第3, 1876年8月30日。
- 83) 榎村宛木戸書状, 1875年2月20日, 11月17日等(前掲, 『木戸孝允文書』第6, 41, 293頁)。
- 84) 榎村宛山尾庸三書状, 1878年カ7月8日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
- 85) 東京国立博物館・宮内庁・NHK編『皇室の名宝』(NHK, 1999年)28頁。
- 86) 前掲, 高木『近代天皇制と古都』70～73頁。
- 87) 恵美千鶴子「明治の皇室に選ばれた表象」(塩谷純・増野恵子・恵美千鶴子編『天皇の美術史』6, 206～208頁)。なお, 恵美氏は, 近衛忠熙らが1878年7月に「歌御当座御会式取調御用」を仰せつけられた後, 献上された「古書画」や「器物」を拝見したことが, 献上の契機としていますが, 以下に記すようにこれは当たらない(同209頁)。
- 88) 特に断らない部分は次の史料による。榎村宛杉書状, 1878年2月17日・4月4日・11日・20日, 榎村宛近衛忠熙書状, 1878年2月19日(前掲, 「榎村正直宛諸士尺牘」)。
- 89) 東京国立博物館・NHK・NHKプロモーション編『宮廷のみやび』(NHK・NHKプロモーション

- ン、2008年）11頁。
- 90) もっとも、すぐに話しは広がっていたと見え、熊谷久兵衛は、散乱していた「近衛家累代の重器」が「近頃、官に御戻し」になったのか、過半、「京都府下」にあるとの情報を得、賀知章を含む所蔵品の名称まで書き記している（「熊谷家文書」3〔京都市歴史資料館蔵〕）。
 - 91) 前掲、恵美「明治の皇室に選ばれた表象」211頁。
 - 92) 後、大正年間に行われた東山御文庫御物の保存・公開と複本作成の関係については、白石烈「臨時東山御文庫取調掛の活動について」（『古文書研究』第77号、2014年）。
 - 93) 恵美千鶴子「『古筆手鑑（第三類）』の内容紹介と考察」（『三の丸尚蔵館年報・紀要』24号、2019年）。
 - 94) 前掲、『京都の歴史』第8巻、247頁、熊谷久兵衛編『円山勝会図録』（熊谷鳩居堂、1876年）。
 - 95) 信天会編『信天翁』（信天會、1915年）144頁。
 - 96) 榎村宛三条書状、1月17日（前掲、「榎村正直宛諸士尺牘」）。
 - 97) 前掲、刑部「京都公家華族の負債問題」。
 - 98) 榎村宛修史館監事三浦安書状、1878年10月17日、11月22日等（前掲、「明治十一年諸官往復」）。
 - 99) 松沢裕作「修史局における正史編纂構想の形成過程」（松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィー』山川出版社、2105年）16～17、20～21頁。
 - 100) 「野宮定功日記」、「橋本実梁日記」明治12年9月1日（宮内庁書陵部蔵）。
 - 101) 「読売新聞」1877年2月2日。
 - 102) 中山忠能、正親町三条実愛宛岩倉書状、慶応三年四月（多田好問編『岩倉公実記』中巻〔原書房、1968年〕38頁）。

要 旨

本稿は、明治初期の京都の変容を、岩倉具視（右大臣）、杉孫七郎（宮内省少輔・大輔）、榎村正直（京都権府知事・府知事）との関係から論じたものである。これまで、明治初期の京都の変容は、京都府と京都の町民、もしくは近代国家における天皇の位置づけの象徴としての京都として論じられてきた。そこでは明治政府や京都府が推進する近代化と、民衆の協力と軋轢の中で、近代京都が創設されてきたことが明らかにされてきている。

一方で、京都から東京へ移った公家の文化や所有地がどのように近代国家に組み込まれ、その際に京都府や政府がどのように対応したのかについては、京都在住の公家華族の困窮と救済以外に、ほとんど論じられてこなかった。そこで、本稿では、これまで使用されてこなかった榎村宛の岩倉、杉等の書状を用いて、宮内省と京都府の動向を検討した。

1876年の京都府下に対する寺社禄の決定、1877年からの「大内保存」1878年の近衛家古美術品の献上などを検討した結果、岩倉の宮内省における強力な主導力、榎村の京都施政における旧公家への配慮と包括、宮内省と京都府を結んだ杉孫七郎に代表される長州藩人脈があったことが明らかになった。彼らの関係を追うことで、従来、1877年京都市幸中に明治天皇の意向に端を発するとされてきた「大内保存」が、行幸前から岩倉ら宮内省の上層部と、榎村らの間で相談されていたことも確認できた。

幕末、京都が中央政治の中心となる中で、公家社会は目まぐるしく混乱と分裂を繰り返し、その收拾は、王政復古を公家側から主導した岩倉の大きな課題となっていた。それを明治後、宮内省における岩倉自身の実権と、長州藩人脈を活かした公家と武家の連携により、混乱の收拾を実現させて明治政府の確立を図った。その表れが京都であったといえる。

キーワード：岩倉具視、杉孫七郎、榎村正直、公家、京都

Abstract

This essay discusses Kyoto's transformation in the early Meiji period by focusing on the relationships between Tomomi Iwakura, Magoshichiro Sugi, and Masanao Makimura by examining the letters that the hitherto unstudied. By doing so, it sheds new light on the formation of the modern Meiji state which accommodated the waning court nobles and temples that were on the path to decline during the transition into the Meiji era.

Prior studies on this topic have already explored various aspects of the relationships between the Kyoto prefecture and its residents as well as on Kyoto as a symbol linked to the emperor. Nonetheless, not much attention has been paid to how the cultures and properties of the courtiers who moved from Kyoto to Tokyo were accommodated by the Meiji state and the roles Kyoto prefecture and the Meiji government played in this process. This paper shed light on the deliberations between Imperial Household and Kyoto prefecture showing this process.

My analysis shows Iwakura's strong clout at the Imperial Household Ministry which further resulted in Makimura's decision to accommodate old courtiers in the Kyoto administration. I show the connection of the Chōshū clan through the role of Sugi, who was well-connected both to the Imperial Household Ministry and Kyoto prefecture.

After the Meiji restoration, Iwakura worked to restore social order and helped establish the Meiji government through his own clout at the Ministry of the Imperial Household and with the support of the court nobles and samurai using his deep connections with the Chōshū domain. The manifestation of this was Kyoto.

Keywords : Iwakura Tomomi, Sugi Magoshichiro, Makimura Masanao, court nobles, Kyoto